

令和3年度第4回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
1	1	5	手島委員	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5-2 1.記載6事業所のうち、「利用者」について、 やさしい手 4人 グリーンセレスト 7人 従来の報告とほぼ変わらない状況ですが、利用者数が極端に少ないといえます。利用者の数についての事業者の考え方は、どのようなのでしょうか？ 例えば、試行的にやってみる、あるいは、今後拡大を予定している とかご存じでしたら、お知らせください。</p>	<p>市では当該事業所における今後の予定については把握しておりません。しかし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員につきましては、他のサービスと比較して兼務可能なサービスや職種の幅も広いことから、利用者の増減に合わせて職員配置も比較的柔軟に対応が可能なサービスとなっています。これらのことから、利用者や必要とされるサービス量の増加に合わせ、人員増だけでなく兼務職員の配置時間の調整を行うなど、必要人員の確保に向けた対応を行っていくものと思料します。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては全国的にも利用者数が伸び悩んでいるとのことですが、本市としましては在宅生活の限界点を上げるサービスのひとつの認識でおりますので、引き続き市民に向けたサービスの周知につとめて参りたいと考えております。</p>
2	1	7	長谷川委員	<p>実施指導うけている事業者名が記載されていないので不明ですが、同じ指導を何回も受けているような事業者はないのか？又改善策が提出後必ず確認作業を実施されているのか？</p>	<p>市は実地指導実施後に事業者宛に通知を行い、事業者は30日以内に通知に対する改善報告書を提出する必要があります。一部を除き改善状況は良好ですが、市は事業者から提出のあった改善報告書の記載内容と添付書類をもとに改善状況の確認を行い、再度状況確認が必要と判断した場合には実地指導を行うこともあります。</p>

令和3年度第4回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
3	1	7	津川委員	<p>地域密着型サービス事業者に対する指導・監査の報告において、毎回の様に「事故の未報告」が発生しており、今回の報告では11件中6件となっています。</p> <p>事業者側もプロであり、介護事故発生時の対応については熟知しているはずですが、監査にて指摘され指導が通知される事象が多発している現状では、規定の形骸化や事業者内でのルール軽視、事例公表により発生するネガティブイメージへの抑制思考などが大いに危惧されます。間違っても業務の繁忙や人手不足などは、理由にはならないと思います。</p> <p>そこで、以下の点についてお尋ねいたします。</p> <p>1：今回はどのような内容が報告されなかったのか (1) 死亡・負傷 (2) 食中毒・感染症 (3) 従業員の法令違反・不祥事など (4) 利用者の離脱 (5) 薬剤管理 (6) その他</p> <p>2：どの報告がなかったのか (1) 発生直後の電話連絡 (2) 事故報告書（第一報） (3) 事故報告書（最終報告書） (4) その他</p> <p>3：一般的な行政側の対応 (1) 発生直後の電話連絡の場合 (2) 事故報告書（第一報）の場合 (3) 事故報告書（最終報告書）の場合</p> <p>なお、事故以外でも散見される指導・通知を要する事例の背景要因について、可能な範囲でご説明いただければと思います。</p>	<p>1 起きた事象をどの書式に記録し、事業所内で周知するかにつきましては事業者により取り扱いが異なり、同じ事象でも「事故報告書」に記載する場合と、「ヒヤリハット」と言われる、事故防止に必要な対応の周知を目的とした書類に記載する場合があります。今回に限らず事故の未報告につきましては、市が定める報告の範囲と事業所内の取り扱いが異なる場合に提出がされていないといった認識の違いから発生していることが多く、報告内容に偏りがあるものではありませんでした。</p> <p>2 実地指導時は主に(2)に関する内容の確認を行います。</p> <p>3 (1)概要聞き取りと報告書の提出依頼 (2)内容確認と不明点がある場合電話で詳細を確認 (3) (2)と同様</p> <p>事故報告以外の指導事項に関するものにつきましては、運営基準は満たしているものの、事業所内で人員等の変更があった場合に手続き上必要な届出がされていないといったものです。変更内容によって届出の要不要があり、具体的な内容についてホームページや集団指導等で案内をしておりますが、実地指導時に確認をすると漏れがあったというものが大半です。引き続き周知をはかるとともに、実地指導等で確認、指導を行ってまいります。</p>
4	1	7	小川委員	<p>1.実地指導（令和3年9月1日以降分）</p> <p>指導事業者11件のうち6件が「市に報告が必要な事故について報告していないことを確認した」とあります。</p> <p>(1) 事故内容は6件に共通した内容なのでしょうか？ (2) 共通内容であれば、報告義務認識が共通に薄いということでしょうか？ (3) 改善策は認識の問題だけなのでしょうか？</p>	
5	1	8	長谷川委員	<p>サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>サービスの囲い込みについて国から問題指摘があります。利用者の為の介護サービスが事業所のためのサービスになっているのでは？とのことです。</p> <p>適性のサービスかどうか市側としても調査必要なのではと思います</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者向け住まいには、いわゆる施設ケアマネの配置はなく、入居者が利用する介護保険サービスの量は一般住宅に住む要介護者同様、居宅介護支援のケアマネジャーがアセスメントの上入居者等の意向を踏まえ調整するものです。そしてケアマネジャーも同一法人の方である場合もない場合もあります。また、介護報酬上でも特定のサービスを一つの事業者で8割以上計画上に位置付けた場合の減算規定も設けられており、いわゆる利用者の囲い込みを防止するための方策がとられています。</p> <p>本市では市内居宅介護支援事業所に対し、根拠を持ったケアプランが作成されているかという視点でケアプラン点検を実施しております。ご質問頂きました内容につきましても厚生労働省老健局から趣旨や目的、留意事項などが示されましたことから、それを踏まえた今後の実施方法について、調整を行っております。</p>

令和3年度第4回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
6	2	5	手島委員	1.加算体制届出状況 (1)サービス提供体制強化加算 について、「加算Ⅲ」、介護職員等特定処遇改善加算について、「加算Ⅱ」の記載ですが、「介護サービス情報公開システム」では、サービス提供体制強化加算 について、「加算Ⅰ・ロ」、介護職員等特定処遇改善加算について、「加算なし」となっています。情報公開システムは、2019年10月の情報ですので、2年ほど前のものです。当事業所はきちんと管理している施設と思われませんが、当該項目の変更があるかの確認をしていただけると有難く思います。	現在の加算算定状況は、5ページ記載のものとなっており、介護サービス情報公表システムの記載内容とはタイムラグが生じているものです。 介護サービス情報公表制度につきましては、県から指定を受けた情報公表センターから事業所宛に報告依頼をし、事業所がシステムに入力をする流れになっているようで、その報告依頼も事業所の要件に応じて数年の間隔を空けて行われるものであるとのことでした。 事業所の状況について、より高い頻度で更新されている情報としましては、「松戸市在宅医療・介護事業者情報検索システム」もございますので、ご活用下さい。
7	2	8	手島委員	1.人員の基準 ② 2F 介護従事者 について 「(常勤)専従5名 (非常勤)専従2名 常勤換算 4.2名」と記載があります。 (常勤)専従5名がいて、常勤換算4.2名とは 何んでしょうか？	記載誤りです。正しい常勤換算数につきまして、下記のように訂正させていただきます。 1階 5.98 2階 5.9
8	2	12	手島委員	1.人員の基準 ①オペレーターの体制 常勤兼務 5名 (略) ②計画作成責任者の体制 常勤兼務 5名 (略) ③従業員の勤務体制 看護従事者(常勤兼務) 5名 とあります。 ①結局、常勤は何人ですか？(まさか、15名ではありませんね) ②資料No.1の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に記載があった「利用者4名」に対し介護・看護業務は、何人で対応しているのでしょうか？	①常勤職員につきましては、 管理者/計画作成責任者/介護職員/オペレーター兼務の方1名 計画作成責任者/介護職員/オペレーター兼務の方4名 介護職員専従の方1名 看護従業者/併設の訪問看護の従業者兼務の方5名 計11名です。 ②非常勤含め、実人数としては介護職員20名、看護職員5名の合計25名が携わり、同一時間帯に2～3名程度で稼働している状況とのことでした。 ①、②ともに人員基準を満たすものとの認識しております。
9	2	16	長谷川委員	事業所の名称 一休 宿泊サービス 1泊8,000円について 利用者負担だと思われませんがあまりにも高額過ぎませんか？	委員ご質問のとおり地域密着型を含む通所介護につきましては宿泊に伴う料金は自費であると同時に、その設定も事業所に委ねられているものです。事業所に内訳を伺ったところ、夕食と朝食、職員の手当を足しあげたものとのことでした。 16ページ記載の(別途:夕食400円、朝食100円)は実際は8,000円に含まれているとのことでしたので、削除となります。

令和3年度第4回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	委員	ご質問・ご意見	回答
10	3	1	長谷川委員	<p>基幹型地域包括支援センター設置目的 市民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らし、人生の最期まで。 結果として介護のしわ寄せが子どもたちにきて大変な事態になっているのでは。ヘルパーを増員するとか対策を考えないと弱い子どもたちにくるのではと思いますが？</p>	<p>基幹型包括の設置目的である、高齢者本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送っていただくためには、ご指摘のとおり、家族等の介護者に対する支援も重要であり、介護者が自身を犠牲にしたり、子どもたちがケアラーになったりすること等がないよう支援が必要であると認識しています。そのため、他分野とも連携しながら個々の課題に即した支援を行うとともに、地域包括が実施している介護者の特性に合わせた介護者支援の取り組みを周知するなどの後方支援を行っています。</p>
11	3	1	長谷川委員	<p>資料NO.3 基幹型地域包括支援センター運営方針 市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしについて</p> <p>要介護者が住み慣れた地域又は家で自分らしく生きるためには 介護する側にもちゃんとした支援が必要です。 2020年に埼玉県でケアラー支援条例ができたように、松戸市でも 自宅介護するひとたちにも支援が必要です。 それが要介護者が自分らしくいきまいてけるのだと思っています。</p>	
12	3	4	長谷川委員	<p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ③ 在宅生活の限界点を高める 地域のなかでも見守りを通じて注意喚起を行っておりますが、わかっていただいたつもりでもなかなか改善されないと考えています。火の不始末等他人を災害に巻き込んでしまう場合には限界かなと思っていますがいかがでしょうか？</p>	<p>地域包括及び基幹型包括は、重度の要介護状態となっても、可能な限り本人が望む暮らしを実現できるよう、医療・介護等の関係機関、さらには地域の方々と緊密な連携を図り、地域包括ケアシステムの深化、推進に努めています。</p> <p>一方、多機関多職種による支援や地域の方々による見守りを行っている事例においても、火の不始末等、在宅生活が難しい事例があることも認識しております。このような事例に対しては、地域包括が介護支援専門員とともに、高齢者の望む暮らしのみならず、高齢者の安全・地域住民への影響等を踏まえ、在宅生活の限界を見極めることも含め、課題解決に向けた支援を実施しています。状況に応じて、基幹型包括が同行訪問や事例検討を通じて助言と指導を行っております。</p> <p>いずれにしましても、支援を要する高齢者を早期に覚知し状況の悪化を防止することが重要であることを踏まえ、より良い支援のあり方を多機関多職種で検討する等、在宅生活の限界点が高まるよう取り組んでまいります。</p>